

京都市教育長告示第4号

京都市生涯学習総合センターの組織及び運営に関する規則第1条ただし書の規定に基づき、京都市生涯学習総合センターを次のとおり臨時に開館することとします。ただし、京都市生涯学習総合センター分館については、集会、研修、会議等を行うために必要な施設の提供は行いません。

平成29年6月27日

京都市教育長 在田正秀

名 称	臨時に開館する日	開館時間
京都市生涯学習総合センター（分館を除く。）	平成29年7月25日（火）、同年8月1日（火）、同月8日（火）、同月15日（火）、同月22日（火）及び同月29日（火）	午前9時から 午後5時まで
京都市生涯学習総合センター分館	平成29年7月25日（火）、同年8月8日（火）及び同月22日（火）	午後1時から 午後5時まで

（教育委員会事務局生涯学習部）